

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和 4 年 6 月 22 日 静岡県知事 川勝 平太 殿 提出者 住 所 沼津市東椎路字春ノ木550 氏 名 沼津市立病院 頼重 秀一 沼津市長 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 055-924-5100 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	沼津市立病院
事業場の所在地	沼津市東椎路字春ノ木550
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般病院
② 事業の規模	387 床
③ 従業員数	676 人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	診察・治療等により発生した特別管理廃棄物(感染性廃棄物)は、院内の保管場所において、専用の容器(ダンボール等)から、減容機にてドラム缶に圧縮し、保管する。後、収集運搬業者が陸送(車両)にて運搬し、処分施設へ搬入する。 【感染性廃棄物：処分施設】 廃プラスチック類とともに廃棄物の溶解処理を行い、鉄分は鉄資源として鉄筋等の製品となり、スラグは路盤材及びコンクリート骨材の再生材となる。 【引火性廃油：処分施設】 焼却処理を行い、焼却灰及びばいじんは、管理型最終処分場、中間処理施設へ搬出する。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	182.00 t	0.324 t
	(これまでに実施した取組) 引き続き一般廃棄物等が混入しないよう分別を徹底する。 使用後の紙おむつ（感染性のおそれがないものに限る）を一般廃棄物にて処分（廃棄）することを徹底（周知）する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	152.312 t	0.324 t
	(今後実施する予定の取組) 今年度もコロナ禍となるため、感染性廃棄物の適正な処分と的確な分別を心掛け、廃棄物の削減に努める。 ※患者数や手術件数等が増えていくと想定される。		

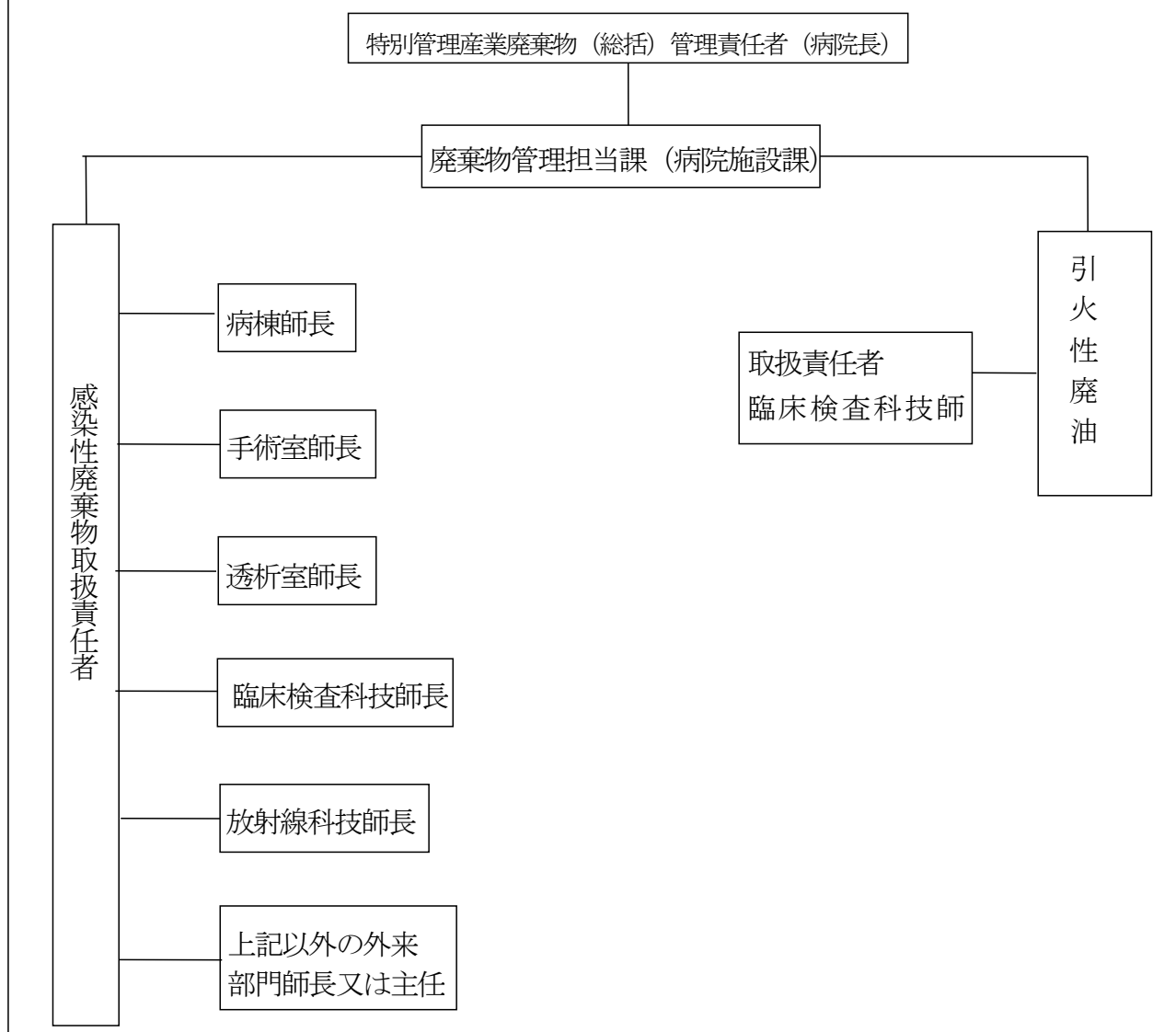
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・鋭利なもの（注射針等）は、危険防止のため黄色い専用の容器を使用。 ・血液が付着しているもの、その他鋭利なものは専用の金属缶を使用。 ・その他の感染性廃棄物は、専用のダンボール箱を使用。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

(1) 責任者及び管理組織図

特別管理産業廃棄物 (総括) 管理責任者		職名 病院長
役割	廃棄物管理担当	職名 病院施設課長
	環境推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の抑制 ○分別の徹底 ○再資源化の推進
	廃棄物管理担当課長 (病院施設課)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○職員・関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

特別管理産業廃棄物管理組織



(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 3 年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
(これまでに実施した取組)			
-			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
-			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 3 年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
-			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
-			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
-			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
-			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	182.00 t	0.324 t
	優良認定処理業者への処理委託量	182.00 t	0.324 t
	再生利用業者への処理委託量	182.00 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 使用後の紙おむつ（感染性のおそれがないものに限る）を一般廃棄物にて処分。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	152.312 t	0.324 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	152.312 t	0.324 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	152.312 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>特になし。</p> <p>※引き続きコロナ禍であるため、感染性廃棄物とそうでないものの分別を明確且つ的確に行い、廃棄物の適正な処分を行う。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	182.324	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>現状維持 (※令和2年度から電子マニフェスト導入)</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。